

令和6年度 環境局の運営方針

- 1 脱炭素・循環経済・自然共生の統合的推進について・・・ 1
- 2 未来につなぐ脱炭素のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 資源を活かす循環のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 市民がふれあう自然共生のまちづくり・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 快適で良好な生活環境のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 7



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けた17の国際目標
 「誰一人取り残さない持続可能な社会」の
 実現を目指しています。

脱炭素・循環経済・自然共生の統合的推進について

2023年7月の世界の平均気温は観測史上最高を記録し、「地球沸騰化の時代が到来した」と言われています。

また、人間の活動により、過去50年間の種の絶滅は、過去1000万年の平均の数十倍から数百倍の速度で進んでいます。

海洋プラスチック問題など、地球規模の汚染も深刻な問題です。

このように環境問題は将来の話ではなく、既に顕在化している喫緊の課題です。

また、こうした環境問題や、その解決に向けた対策は相互に影響し合うことから、

- ✓「脱炭素のまちづくり=カーボンニュートラル（CN）」、
- ✓「循環のまちづくり（循環経済の確立）=サーキュラーエコノミー（CE）」、
- ✓「自然共生のまちづくり(自然再興)=ネイチャーポジティブ（NP）」

を、統合的に進める必要があります。

環境対策の分野間における影響の例



また、環境問題への取組みは行政だけで達成できるものではありません。市民や事業者のライフスタイル・ビジネススタイルを変えていただいて、社会全体で取り組んでいくことが極めて重要です。

例えば脱炭素部門において、福岡市は「2040年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」のチャレンジ目標、「2030年度温室効果ガス排出量50%削減（2013年度比）」を掲げており、2021年度の温室効果ガス排出量の内訳を見てみると、家庭部門や、オフィスなどの業務部門、市民や事業者が使用する自動車部門の3部門で排出の7割を占めています。

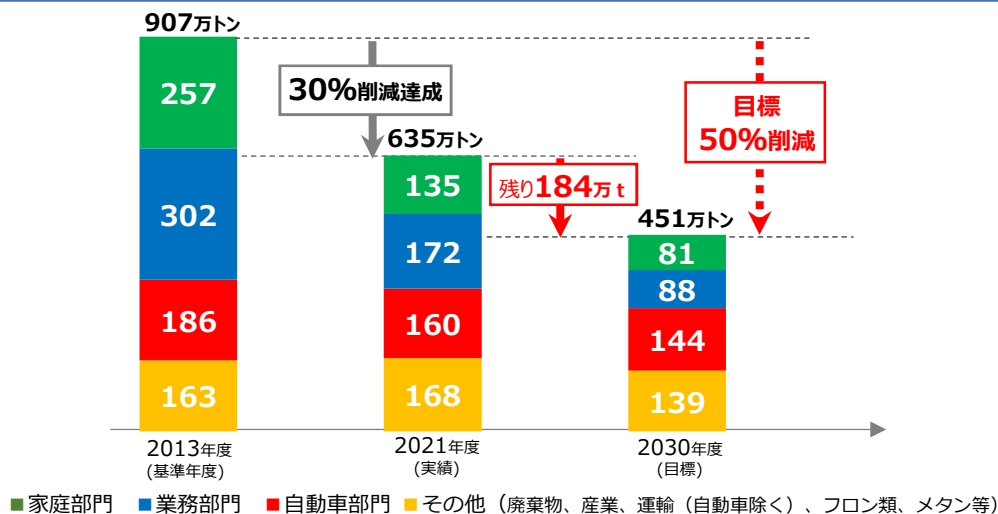
そのため、市民や事業者の行動変容を促すための **広報・啓発** や、環境問題をビジネスチャンスと捉える **企業と連携** して環境経営の裾野を広げていくことに重点を置いた施策に取り組みます。

2040年度 脱炭素社会へのチャレンジ

2030年度目標 市域の温室効果ガス排出量（2013年度比）：**50%削減**

現状：2013年度から2021年度までの8年間で272万トン、2013年度比で**30%削減達成**

今後：2022年度から**2030年度までの9年間で、残り20% 184万トンの削減が必要**



脱炭素・循環経済・自然共生の統合的な取り組み

◎：P.3以降に事業概要を掲載

- 新規** ■ **福岡市環境基本計画（第四次）の策定** **CNCENP**
 環境問題に対する脱炭素をはじめとする解決策への機運の高まりなど、環境分野を取りまく社会情勢等の変化に対応するため、新たな環境基本計画を策定
- 新規** ■ **環境分野における公民連携の推進** **CNCENP** **企業連携**
 環境の取組をビジネス機会と捉える環境経営の裾野を広げるため、関心がある企業と会議体を設置するとともに、セミナーの開催やネットワークづくりを推進
- 拡充** ■ **行動変容促進のための広報戦略の策定及び実施** **CNCENP** **広報啓発**
 ターゲットに届く広報啓発を効果的に実施するため、指針となる広報戦略を策定。多種多様なツールやコンテンツ等を活用し、環境無関心層へのアプローチを強化
- 拡充** ◎ **E C Oチャレンジ応援事業** (P.3) **CNCENP** **広報啓発**
 省エネの実践や再エネ電気の利用、衣服のリユース、環境に配慮したエシカル消費などのエコアクションに対して交通系ICカードポイントを付与し、行動変容を後押し
- 新規** ◎ **地域の脱炭素型ライフスタイルサポート事業** (P.3) **CNCENP** **広報啓発**
 地域における環境人材の育成や、アプリを活用した省エネやリサイクルの実践など脱炭素型ライフスタイルへの転換の後押し
- 新規** ◎ **民間施設等における食用油の回収** (P.6) **CNCE** **企業連携**
 スーパーマーケット等で家庭から出る食用油を回収し、バイオディーゼル燃料にリサイクル

地球温暖化対策実行計画に基づき、「2040年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向けたチャレンジ、「2030年度 温室効果ガス排出量50%削減（2013年度比）」の目標達成に向け、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、自動車部門の脱炭素化推進などに取り組みます。

家庭部門の脱炭素化推進

■住宅用エネルギーシステム導入支援事業

補助対象と補助額（上限額）

- ・太陽光発電システム：2万円/kW（集合住宅60万円、戸建住宅10万円）
- ・蓄電池：40万円
- ・V2Hシステム：20万円
- ・家庭用燃料電池：5万円
- ・高効率給湯器(エコキュート)：2万円

補助枠
2億6,950万円



■ECOチャレンジ応援事業

広報啓発

市民の脱炭素行動に対してポイント（交通系ICカードポイント）を付与

年間上限 **5,000** ポイント/世帯



募集世帯

R5：2,000世帯 ⇒ R6：**4,000世帯**

募集世帯数を倍増！

都市圏との連携

R5：新宮町（300世帯） ⇒ R6：**5市町参画（3,000世帯）**

都市圏域の取組みへと規模拡大！

■広報、啓発

●動画やSNSの活用

広報啓発

日常生活のなかで取り組める脱炭素行動、そのCO2削減効果や光熱費の節約額などを**動画やSNS等でプッシュ型発信**



上手に、お得に
取り組もう！

はじめよう！
脱炭素行動

●住宅の太陽光発電ポテンシャルの見える化

広報啓発

住宅への太陽光発電導入の後押しとして、日当たり等も考慮した住宅ごとの太陽光パネルの設置可能容量や設置費用、電気代の節約額などがシミュレーションできる**太陽光ポテンシャルサイトを開設**



5 kW設置で
売電収入7000円/月

【検索結果の例】

設置費用
130万円程度

●地域の脱炭素型ライフスタイルサポート事業

広報啓発

支援策

地域における環境人材の育成や脱炭素行動への転換を後押し

⇒ **脱炭素型ライフスタイルを地域へ！**

○脱炭素ファシリテーター資格取得の支援

○行動変容アプリの提供

環境行動の可視化
スコア化ランキングなど



業務部門の脱炭素化推進

政令市初

拡充

■ 事業所への再エネ・省エネ設備導入支援

● 再エネ設備導入支援事業

補助対象者	補助額（上限額）
・ P P A 事業者 ・ 市内の事業者	5万円/kW（100万円→ 500万円 ）
	補助枠
	800万円→ 2,500万円



● 省エネ設備導入支援事業

補助対象者	補助額（上限額）	補助枠
市内の 中小事業者等	機器費の1/3→ 1/2 （100万円→ 300万円 ）	4,000万円



新規

■ 金融機関と連携した カーボンニュートラル経営促進事業

企業連携

CO2排出削減を目的とした融資を受け
る際に必要な手数料の一部を支援し、
脱炭素経営への転換を後押し

補助対象者	補助枠
市内の事業者	900万円
	補助額（上限額）
	融資手数料の1/2（30万円）

■ 脱炭素建築物誘導支援事業

ビルのZEB化、集合住宅のZEH-M化に係る
設計費用を補助

	補助額	
	150～ 300万円	
		60～ 100万円

補助要件の拡大
200㎡～

自動車部門の脱炭素化推進

拡充

■ 電気自動車等の購入、充電設備設置補助

● 電気自動車・燃料電池自動車等の購入補助

	補助額
E V 10万円 <small>（電気自動車）</small>	PHEV 5万円 <small>（プラグインハイブリッド自動車）</small>
	FCV 60万円 <small>（燃料電池自動車）</small>
自宅の再エネ電気で充電する場合は5万円加算	
	補助枠
	5,375万円 ▶ 6,400万円

● 充電設備の設置補助

	補助額
急速充電	上限100万円 / 基
普通充電	上限100万円 / 施設・事業所 <small>（1基20万円）</small>
	補助枠
市民向け	2,000万円
事業所向け	500万円

新規

■ バイオ燃料活用実証事業

事業用貨物車等でのバイオ燃料の利用推進

■ 市有施設への急速充電設備設置

3か所新設（城南体育館、城南保健所、花畑園芸公園）
⇒ **市有施設で計11か所に**

拡充

■ F Cごみ収集車の導入

家庭ごみ収集にFC車（2台）を追加導入

新規

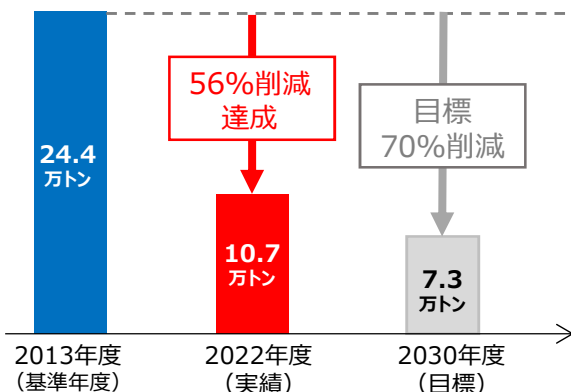
■ カーシェアリングの推進等

広報啓発

認知度の向上や利用促進を図るため、若者・
高齢者など年齢層に応じた広報等を実施

【参考】市役所の率先取組み

市役所業務におけるエネルギー起源CO2排出量



令和6年度主な取組み

① 市有施設の省エネ化

拠点文化施設や南部療育センターなどの新築
建築物、城南区役所の大規模改修でのZEB化

② 再エネ導入

市有施設へ太陽光発電774 kW導入
（PPA手法により今後3年間で1.2MW導入予定）

③ 再エネ利用

市役所全体の電力調達の76%に相当する電力を
再エネ化

④ その他

水素リーダー都市プロジェクト、木質化の推進

「循環のまち・ふくおか推進プラン」に基づき、発生抑制と再使用の2Rに重点をおいた取組みを推進するとともに、プラスチックごみ、古紙、食品廃棄物を重点3品目と位置付け、更なるごみ減量・リサイクルの推進に取り組みます。

プラスチックごみ対策の取組み

■プラスチックごみの分別収集導入に向けた取組み

プラスチックごみの分別収集導入に向け、戸別収集及び拠点回収のモデル事業を引き続き実施するとともに、再商品化事業者の公募など収集運搬やリサイクル体制の構築に取り組む。



新規 ■ 指定袋の小袋化、ばら売り

企業連携

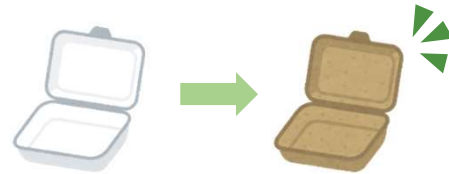
- 可燃ごみ用指定袋に新たに10Lサイズを試行導入
- レジ袋の代わりに指定袋を販売するばら売りの試行実施(可燃ごみ用 10L・15L)



拡充 ■ イベントでのワンウェイプラ削減支援

広報啓発

環境配慮型容器の普及促進のため、スポーツイベントや地域イベント等での導入支援や啓発を実施



古紙再資源化に向けた取組み

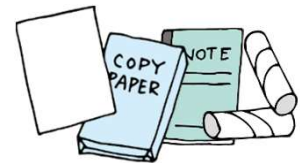
新規 ■ 雑がみリサイクルの推進

企業連携

広報啓発

小売店と連携した広報・啓発

雑がみリサイクルの認知度向上のため、小売店と共同で雑がみ回収促進袋を活用したキャンペーンを実施



新規 ■ 地域集団回収のDX化

地域団体や回収業者などの負担軽減やペーパーレス化のため、手続きのオンライン化を推進



新規 ■ 地域集団回収における回収方法の検討

企業連携

誰もが出しやすい環境づくりのため、地域や古紙回収業者等と連携し、より利用しやすい回収方法について検討



食品廃棄物対策の取組み

■事業所から出る食品廃棄物の資源化推進



新規 ● 飼料化・メタン化処理費用の補助

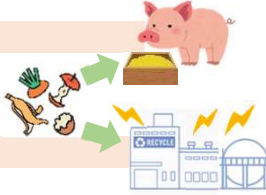
食品廃棄物の飼料化・メタン化による処理費用の一部を補助

補助額

1kgあたり4円
(通常：1kgあたり14円)

補助枠

5,200万円



新規 ● 保管場所整備費の補助

食品廃棄物の分別に伴うごみ保管場所の新設や改修費用を補助

補助額

上限10万円

補助枠

500万円



新規 ● 中小事業者向けの生ごみ処理機(堆肥化)の購入費補助

補助額

生ごみ堆肥を全量自家消費する場合 ▶ 上限50万円

使いきれない堆肥を市で回収する場合 ▶ 上限25万円

補助枠

1,875万円



新規 ● 生ごみ堆肥の活用

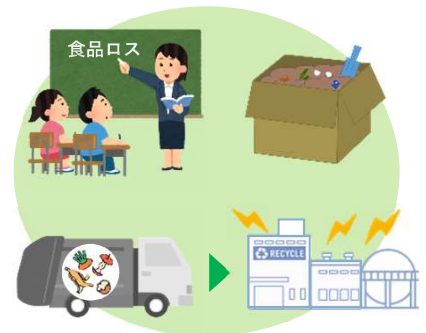
- ・ 事業者が使いきれない生ごみ堆肥を回収し活用
- ・ 事業者によるコミュニティガーデン等の取組みを支援



新規 ■ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業

小学校給食から出る食品廃棄物の減量と資源化を試行

モデル小学校において、給食の食べ残しを減らす取組みや調理くず等の堆肥化、メタン化施設での資源化に取り組み、効果や拡大に向けた課題の検証を実施



新規 ■ 民間施設等における食用油の回収

企業連携

スーパーマーケット等で家庭から出る食用油を回収し、バイオディーゼル燃料にリサイクル



新規 ■ フードドライブの推進

企業連携

広報啓発

小売店やスポーツ団体と連携した広報・啓発

フードドライブの認知度向上のため、市内各地でフードドライブを同時期に開催し、共同で情報発信を行うキャンペーンを実施



市民がふれあう自然共生のまちづくり

NP



COP15世界目標や生物多様性国家戦略では生物多様性の損失を止め回復させる「ネイチャーポジティブ」の実現が目標となっており、本市においても、多様な主体が連携して、行動につなげる取組みを推進します。

生物多様性の推進

新規 ■ 生物多様性協議会（仮称）の設置・運営

市民・企業・NPO・専門家など多様な主体が連携して、生物多様性の保全に取り組む協議会の設置やシンポジウムの開催



新規 ■ 生物多様性ふくおかセンター

多様な主体による活動の情報提供・発信拠点として、「生物多様性ふくおかセンター」をWEB上に設置



新規 ■ 自然共生サイト登録に向けた取組み

自然環境データをマッピングすることによる生物多様性保全に重要な場所の見える化や、市有地の生物調査の実施



新規 ■ 消費行動を通じた啓発

広報啓発

- 買い物講座やクイズラリーなど、生物多様性を学ぶイベントの実施



- 生物多様性に資するエコラベル等の認証取得費用を補助



補助額（上限）
必要経費の1/2(10万円)

補助枠
50万円

快適で良好な生活環境のまちづくり

CN



熱中症対策の推進

■ 熱中症対策の推進

新規 ● 熱中症特別警戒アラート発表時の注意喚起の実施

気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に重大な被害が生じるおそれがある場合に気候変動適応法改正に伴い新たに発表される「熱中症特別警戒アラート」について、ホームページ、LINE、防災メールで注意喚起

新規 ● クーリングシェルトアの周知・啓発

広報啓発

暑さをしのぐ一時避難場所として、市有施設等を「クーリングシェルトア」に指定し、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放

